

生駒市条例第 8 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に
改める。

- (1) 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例
第 2 3 号）附則第 2 3 項
- (2) 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1
9 年 1 2 月生駒市条例第 2 8 号）附則第 5 項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。